

四 半 期 報 告 書

(第47期第2四半期)

自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日



(E02652)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 3 【関係会社の状況】 | 3 |
| 4 【従業員の状況】 | 3 |
| 第2 【事業の状況】 | 4 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 4 |
| 2 【事業等のリスク】 | 5 |
| 3 【経営上の重要な契約等】 | 5 |
| 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 9 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 10 |
| 1 【株式等の状況】 | 10 |
| 2 【株価の推移】 | 23 |
| 3 【役員の状況】 | 23 |
| 第5 【経理の状況】 | 24 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 25 |
| 2 【その他】 | 42 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 43 |
| 四半期レビュー報告書 | 巻末 |
| 確認書 | 巻末 |

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月10日

【四半期会計期間】 第47期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 東京エレクトロン株式会社

【英訳名】 Tokyo Electron Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 東 哲 郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐 伯 幸 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐 伯 幸 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第46期 第2四半期 連結累計期間 | 第47期 第2四半期 連結累計期間 | 第46期 第2四半期 連結会計期間 | 第47期 第2四半期 連結会計期間 | 第46期 |
|------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日 | 自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日 | 自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日 | 自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日 | 自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日 |
| 売上高 | (百万円) | 301,225 | 153,891 | 146,398 | 84,975 | 508,082 |
| 経常利益又は 経常損失(△) | (百万円) | 28,907 | △19,212 | 6,644 | △5,191 | 20,555 |
| 四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) | (百万円) | 17,361 | △16,161 | 4,508 | △5,125 | 7,543 |
| 純資産額 | (百万円) | — | — | 549,093 | 514,515 | 529,265 |
| 総資産額 | (百万円) | — | — | 728,536 | 653,540 | 668,998 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | — | — | 3,008.25 | 2,812.52 | 2,896.55 |
| 1株当たり四半期(当期) 純利益又は四半期純損失 (△) | (円) | 97.03 | △90.30 | 25.20 | △28.64 | 42.15 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | 96.82 | — | 25.14 | — | 42.07 |
| 自己資本比率 | (%) | — | — | 73.9 | 77.0 | 77.5 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 84,605 | 40,367 | — | — | 81,030 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △103,915 | △57,120 | — | — | △160,621 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △41,324 | 936 | — | — | △46,015 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (百万円) | — | — | 132,054 | 50,440 | 65,883 |
| 従業員数 | (人) | — | — | 10,566 | 10,146 | 10,391 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第47期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

| | |
|---------|--------|
| 従業員数(人) | 10,146 |
|---------|--------|

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(人) | 1,042 |
|---------|-------|

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 生産高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|----------------|----------|------------|
| 産業用電子機器 | 62,339 | △40.2 |
| 合計 | 62,339 | △40.2 |

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 受注高(百万円) | 前年同四半期比(%) | 受注残高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|----------------|----------|------------|-----------|------------|
| 産業用電子機器 | 94,006 | △11.0 | 204,542 | △25.1 |
| 電子部品・情報通信機器 | 22,576 | △11.4 | 13,037 | 3.1 |
| 合計 | 116,583 | △11.1 | 217,580 | △23.9 |

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 販売高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|----------------|----------|------------|
| 産業用電子機器 | 62,621 | △47.5 |
| 電子部品・情報通信機器 | 22,354 | △17.8 |
| 合計 | 84,975 | △42.0 |

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | | | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) | | |
|---|--------------|-----------|---|--------------|-----------|
| 相手先 | 販売高 (百万円) | 割合 (%) | 相手先 | 販売高 (百万円) | 割合 (%) |
| 日本サムスン㈱ | 14,946 | 10.2 | — | — | — |

- 3 当第2四半期連結会計期間の「主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」は、すべての取引先の当該割合が100分の10未満のため記載しておりません。
4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、アジア経済は中国を中心に持ち直しの動きが広がっておりますが、欧米では、各国の政策効果により一部の国で景気の下げ止まりが見られた一方で、失業率が高水準であるなど引き続き深刻な状況でありました。また、日本経済は輸出・生産が下げ止まるなど最悪期を脱しつつあるものの、設備投資は減少が続いており、雇用情勢も悪化するなど、引き続き厳しい状況が続いております。

当グループの参画しておりますエレクトロニクス産業に関しましては、世界的な不況の影響で依然として厳しい状況にあるものの、一方では省エネルギー製品や多機能携帯電話の市場拡大、新興国での薄型テレビ等の家電需要の増加など、回復の兆しが見え始めました。また、半導体・FPD関連市場におきましても、在庫調整の進展による価格の回復、民生機器用半導体の需要増など好転の兆しが見えてきております。

このような状況のもと、当グループにおきましては大幅な固定費の削減、製造開発拠点の再配置も含めた効率化に取り組まれましたが、売上の本格的な回復までには至らなかったことにより、当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)の連結業績は、売上高849億7千5百万円(前年同期比42.0%減)、営業損失72億3千2百万円(前年同期は48億5千2百万円の営業利益)、経常損失51億9千1百万円(前年同期は66億4千4百万円の経常利益)、四半期純損失は51億2千5百万円(前年同期は45億8百万円の四半期純利益)となりました。

また、当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の連結業績は、売上高1,538億9千1百万円(前年同期比48.9%減)、営業損失216億2千万円(前年同期は262億8千2百万円の営業利益)、経常損失192億1千2百万円(前年同期は289億7百万円の経常利益)、四半期純損失は161億6千1百万円(前年同期は173億6千1百万円の四半期純利益)となりました。

当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間の事業の種類別セグメントの実績は、次のとおりであります。

① 産業用電子機器事業

当セグメントの当第2四半期連結会計期間の売上高は628億2千4百万円(前年同期比47.4%減)、営業損失は76億1千3百万円(前年同期は39億1千1百万円の営業利益)となりました。また、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,134億8千1百万円(前年同期比54.5%減)、営業損失は222億4千8百万円(前年同期は246億7千6百万円の営業利益)となりました。

《半導体製造装置》

昨年からの世界的な半導体不況による設備投資抑制の影響を受け、当部門の当第2四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、516億9千9百万円(前年同期比46.2%減)と低調に推移しました。しかしながら、在庫調整の進展による半導体価格の回復、半導体メーカーの設備稼働率の上昇など底入れが鮮明となり、当部門の受注高は当第1四半期連結会計期間に引き続き当第2四半期連結会計期間も回復基調となりました。また、当第2四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は、821億3千6百万円(前年同期比60.6%減)となりました。

《FPD/PV(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置》

昨年からの最終製品需要の低迷により、パネルメーカーによる設備投資抑制・延期の影響を受け、当部門の当第2四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、107億9千9百万円(前年同期比52.9%減)となりました。しかしながら、中国向けの液晶パネル需要の増加により、主要パネルメーカーにおいて生産能力増強の動きが見られるなど、第1四半期連結会計期間と比較して事業環境は好転しております。太陽電池製造装置分野につきましては、昨年からの世界金融危機の影響により、投資時期が延期されるなど一時的に減速しておりますが、環境対策の世界的な広がり背景に、中長期的には大幅な市場拡大が期待されます。また、当第2四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は、307億4千3百万円(前年同期比23.5%減)となりました。

《その他》

当部門の当第2四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、1億2千1百万円(前年同期比2.0%減)となりました。また、当第2四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は、2億1千1百万円(前年同期比3.2%減)となりました。

② 電子部品・情報通信機器事業

半導体及び電子デバイス分野では、デジタル家電等の民生機器関連につきましては需要が復調傾向にあり、新規取扱商品や海外拠点における売上が堅調に推移いたしました。産業機器、通信機器及びコンピュータ向け半導体製品等は低調でした。コンピュータシステム関連分野は、足元の景況感は回復しつつあるものの、景気の先行き懸念から企業での新規のIT投資は停滞している状況が続いており、保守関連ビジネスは堅調に推移しましたが、コンピュータ・ネットワーク製品の販売は、一時期に比べて改善傾向にあるものの急速な事業環境の回復には至りませんでした。このような状況のもと、当セグメントの当第2四半期連結会計期間の売上高は224億2千5百万円(前年同期比18.1%減)、営業利益は3億7千6百万円(前年同期比59.8%減)となりました。また、当第2四半期連結累計期間の売上高は409億2千3百万円(前年同期比21.9%減)、営業利益は6億1千5百万円(前年同期比61.4%減)となりました。

当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間の所在地別セグメントの実績は、次のとおりであります。

① 日本

当セグメントの当第2四半期連結会計期間の売上高は800億4千9百万円(前年同期比42.9%減)、営業損失は69億8千万円(前年同期は37億5千3百万円の営業利益)となりました。また、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,428億4千3百万円(前年同期比50.3%減)、営業損失は231億5千6百万円(前年同期は227億8千7百万円の営業利益)となりました。

② その他の地域

当セグメントの当第2四半期連結会計期間の売上高は178億8千9百万円(前年同期比44.7%減)、営業利益は6千9百万円(前年同期比90.7%減)となりました。また、当第2四半期連結累計期間の売上高は353億1千万円(前年同期比45.7%減)、営業利益は7億9千1百万円(前年同期比71.4%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ211億3千6百万円減少の4,845億5千万円となりました。主な内容は、現金及び預金並びに有価証券に含まれる譲渡性預金の増加327億8千3百万円、受取手形及び売掛金の減少301億5千1百万円、商品及び製品の減少105億8千2百万円によるものです。

有形固定資産は、前連結会計年度末から56億8千8百万円減少し、942億1千8百万円となりました。

無形固定資産は、前連結会計年度末から15億9千4百万円減少し、91億6千6百万円となりました。

投資その他の資産は、前連結会計年度末から129億6千1百万円増加し、656億5百万円となりました。

これらの結果、資産合計は、前連結会計年度末から154億5千7百万円減少の6,535億4千万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ23億1千万円減少の869億6千1百万円となりました。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ16億3百万円増加の520億6千3百万円となりました。

純資産は、四半期純損失161億6千1百万円を計上したことによる減少、前期の期末配当7億1千5百万円の実施による減少の結果、5,145億1千5百万円となり、また自己資本比率は77.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況等は次のとおりであります。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、当第1四半期連結会計期間末に比べ241億2千5百万円減少し、504億4千万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金1,925億円を加えた残高は、当第1四半期連結会計期間末に比べ203億7千4百万円増加し、2,429億4千万円となりました。

営業活動により獲得したキャッシュ・フローにつきましては、前年同期に比べ239億4千9百万円減少の259億9千4百万円となりました。主な要因につきましては、減価償却費49億7千1百万円、売上債権の減少63億8千6百万円、仕入債務の増加117億3千5百万円、法人税等の還付82億7千7百万円がそれぞれキャッシュ・フローの収入となり、税金等調整前四半期純損失78億4千2百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによるものであります。

投資活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主として有形固定資産の取得による支出70億9千3百万円、定期預金の純増加による支出445億1百万円により、前年同期の1,032億7千9百万円に対し517億4千7百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に短期借入金の増加による収入17億9千4百万円により、前年同期の312億7千7百万円の支出に対し19億3千8百万円の収入となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況等は、次のとおりであります。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ154億4千3百万円減少し、504億4千万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金1,925億円を加えた残高は、前連結会計年度末に比べ327億8千3百万円増加し、2,429億4千万円となりました。

営業活動により獲得したキャッシュ・フローにつきましては、前年同期に比べ442億3千7百万円減少の403億6千7百万円となりました。主な要因につきましては、減価償却費98億8千5百万円、売上債権の減少299億1千8百万円、たな卸資産の減少62億4千9百万円、仕入債務の増加71億5千1百万円、未収消費税等の減少77億2千5百万円、法人税等の還付71億7千8百万円がそれぞれキャッシュ・フローの収入となり、税金等調整前四半期純損失262億4千9百万円、前受金の減少49億7千8百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによるものであります。

投資活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主として有形固定資産の取得による支出84億2千5百万円、定期預金の純増加による支出481億6千6百万円により、前年同期の1,039億1千5百万円に対し571億2千万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に短期借入金の増加による収入16億6千8百万円、配当金の支払による支出7億1千5百万円により、前年同期の413億2千4百万円の支出に対し、9億3千6百万円の収入となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、130億6百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

なお、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等のうち、当第2四半期連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

(新設)

| 会社名 事業所名 | 所在地 | 事業の種類別 セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資額 (百万円) | 資金 調達 方法 | 着手 年月 | 完了 年月 | 完成後の 増加能力 |
|-------------|-------------------|------------------------|-------------|--------------------|----------------|-------------|-------------|--------------|
| 東京エレクトロン㈱ | 宮城県 黒川郡 大和町 | 産業用 電子機器 | 土地 (面積㎡) | 5,753 (290,569) | 自己 資金 | 平成21年 7月 | 平成21年 7月 | — |

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 300,000,000 |
| 計 | 300,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成21年11月10日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 180,610,911 | 同左 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式であり、単元株式数 は100株である。 |
| 計 | 180,610,911 | 同左 | — | — |

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日(平成14年6月21日) | |
|--|-------------------------------------|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 3,882 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | 17 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 388,200 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり8,807 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年8月1日から平成22年6月30日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり8,807 資本組入額 1株当たり4,404 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1～7 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

- (注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

| 株主総会の特別決議日(平成15年6月20日) | |
|--|-------------------------------------|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 6,050 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | 13 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 605,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり6,794 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年8月1日から平成23年6月30日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり6,794 資本組入額 1株当たり3,397 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1～7 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

| 株主総会の特別決議日(平成16年6月22日) | |
|--|-------------------------------------|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 3,906 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | 12 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 390,600 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり5,884 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年8月1日から平成24年6月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり5,884 資本組入額 1株当たり2,942 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1～7 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

| 株主総会の特別決議日(平成17年6月24日) | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 313 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 31,300 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年8月1日から平成37年6月30日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成20年8月1日とする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1～6 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成20年7月31日以前の時においては平成20年8月1日より1年以内、その死亡日が平成20年8月1日以降の時においては対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成20年7月31日以前の時においては平成20年8月1日より1年以内、その喪失日が平成20年8月1日以降の時においては当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
 - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
 - イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 5 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成20年8月1日以降に上記3及び4に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 6 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

| 株主総会の特別決議日(平成17年6月24日) | |
|--|-------------------------------------|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 735 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 73,500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり6,468 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年8月1日から平成25年6月28日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり6,468 資本組入額 1株当たり3,234 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1～5 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日(平成18年6月23日) | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 432 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 43,200 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年7月1日から平成38年5月29日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成21年7月1日とする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2～7 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)8 |

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記4及び5に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

- 8 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という)を行う場合は、新株予約権者に対し、各場合に応じ、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「存続会社等」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができます。
- ①交付する新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とします。
 - ②新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は、存続会社等の普通株式とし、その数は、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。
 - ③存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
 - ④存続会社等の新株予約権の権利行使期間
上記表の新株予約権の行使期間に定める期間とし、交付時に権利行使期間が到来している場合には、合併等の効力発生日より上記表の新株予約権の行使期間に定める期間満了日までとします。
 - ⑤新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑥存続会社等の新株予約権についての行使条件及び取得
合併等の直前において残存する新株予約権の行使条件及び取得に応じて決定します。
 - ⑦存続会社等の新株予約権の譲渡制限
存続会社等の新株予約権の取得については存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

| 株主総会の特別決議日(平成19年6月22日) | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 994 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 99,400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年7月1日から平成39年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成22年7月1日とする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2～7 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)8 |

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成22年6月30日以前のときは平成22年7月1日より1年以内、その死亡日が平成22年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。

5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成22年6月30日以前のときには平成22年7月1日より1年以内、その喪失日が平成22年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成22年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

① 交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

| 株主総会の特別決議日(平成20年6月20日) | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 1,779 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 177,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月1日から平成40年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成23年7月1日とする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2～7 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)8 |

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成23年6月30日以前のときは平成23年7月1日より1年以内、その死亡日が平成23年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成23年6月30日以前のときには平成23年7月1日より1年以内、その喪失日が平成23年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成23年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成21年9月30日 | — | 180,610,911 | — | 54,961,191 | — | 78,023,165 |

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|--|---------------|------------------------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 20,047 | 11.09 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 14,484 | 8.01 |
| 株式会社東京放送ホールディング ス | 東京都港区赤坂5丁目3番6号 | 8,727 | 4.83 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー | 東京都中央区日本橋3丁目11番1号 常任代理人 香港上海銀行東京支店 | 5,120 | 2.83 |
| ジェーピー モルガン チェー ス バンク 380055 | 東京都中央区月島4丁目16番13号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 | 3,789 | 2.09 |
| 資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー 乙棟 | 3,193 | 1.76 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 3,000 | 1.66 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 | 東京都中央区月島4丁目16番13号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2,898 | 1.60 |
| J Pモルガン証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング | 2,786 | 1.54 |
| ザ チェース マンハッタン バ ンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント | 東京都中央区月島4丁目16番13号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2,570 | 1.42 |
| 計 | — | 66,618 | 36.88 |

(注) 金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である他4社から平成21年4月20日付で提出された変更報告書により平成21年4月13日現在、14,854千株所有している旨、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者である他5社から平成21年5月20日付で提出された変更報告書により平成21年5月15日現在、12,844千株所有している旨、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者である他1社から平成21年8月20日付で提出された変更報告書により平成21年8月14日現在、7,047千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成21年9月30日現在の実質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|-----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 1,613,500 | — | 「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおり |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 178,859,200 | 1,788,592 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 138,211 | — | — |
| 発行済株式総数 | 180,610,911 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 1,788,592 | — |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式47株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--------------------------|----------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 東京エレクトロン株式会社 | 東京都港区赤坂五丁目3番1号 | 1,613,500 | — | 1,613,500 | 0.89 |
| 計 | — | 1,613,500 | — | 1,613,500 | 0.89 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成21年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 4,490 | 4,730 | 5,020 | 4,960 | 5,350 | 5,900 |
| 最低(円) | 3,640 | 4,010 | 4,290 | 4,020 | 4,810 | 4,820 |

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日) |
|-------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 52,292 | 51,156 |
| 受取手形及び売掛金 | 89,535 | 119,687 |
| 有価証券 | 190,647 | 159,001 |
| 商品及び製品 | 77,833 | 88,416 |
| 仕掛品 | 34,695 | 29,306 |
| 原材料及び貯蔵品 | 15,153 | 16,518 |
| その他 | 24,429 | 41,620 |
| 貸倒引当金 | △37 | △20 |
| 流動資産合計 | 484,550 | 505,687 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※ 94,218 | ※ 99,906 |
| 無形固定資産 | | |
| その他 | 9,166 | 10,760 |
| 無形固定資産合計 | 9,166 | 10,760 |
| 投資その他の資産 | | |
| その他 | 73,099 | 60,189 |
| 貸倒引当金 | △7,493 | △7,545 |
| 投資その他の資産合計 | 65,605 | 52,644 |
| 固定資産合計 | 168,990 | 163,311 |
| 資産合計 | 653,540 | 668,998 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 31,440 | 24,393 |
| その他の引当金 | 8,345 | 11,113 |
| その他 | 47,175 | 53,765 |
| 流動負債合計 | 86,961 | 89,272 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 48,478 | 47,046 |
| その他の引当金 | 606 | 639 |
| その他 | 2,978 | 2,773 |
| 固定負債合計 | 52,063 | 50,460 |
| 負債合計 | 139,025 | 139,732 |

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 54,961 | 54,961 |
| 資本剰余金 | 78,051 | 78,114 |
| 利益剰余金 | 387,558 | 404,435 |
| 自己株式 | △10,907 | △11,111 |
| 株主資本合計 | 509,663 | 526,398 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,335 | △842 |
| 繰延ヘッジ損益 | 144 | 66 |
| 為替換算調整勘定 | △7,709 | △7,235 |
| 評価・換算差額等合計 | △6,230 | △8,011 |
| 新株予約権 | 1,334 | 1,148 |
| 少数株主持分 | 9,747 | 9,729 |
| 純資産合計 | 514,515 | 529,265 |
| 負債純資産合計 | 653,540 | 668,998 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 売上高 | 301,225 | 153,891 |
| 売上原価 | 210,170 | 123,020 |
| 売上総利益 | 91,055 | 30,870 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 研究開発費 | 31,577 | 25,173 |
| その他 | 33,194 | 27,317 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 64,772 | 52,490 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 26,282 | △21,620 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 908 | 554 |
| 補助金収入 | ※ 1,475 | ※1 939 |
| その他 | 948 | 1,182 |
| 営業外収益合計 | 3,332 | 2,676 |
| 営業外費用 | | |
| 固定資産賃貸費用 | — | 88 |
| 為替差損 | 317 | — |
| その他 | 389 | 180 |
| 営業外費用合計 | 707 | 269 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 28,907 | △19,212 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | — | 19 |
| 固定資産売却益 | 93 | 24 |
| その他 | 6 | — |
| 特別利益合計 | 99 | 43 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 122 | — |
| 減損損失 | — | ※2 4,764 |
| 拠点統廃合関連費用 | — | 1,564 |
| 事務所移転費用 | 117 | — |
| その他 | 74 | 751 |
| 特別損失合計 | 314 | 7,080 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | 28,693 | △26,249 |
| 法人税等 | 10,994 | △10,234 |
| 少数株主利益 | 336 | 146 |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△) | 17,361 | △16,161 |

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 売上高 | 146,398 | 84,975 |
| 売上原価 | 107,441 | 65,305 |
| 売上総利益 | 38,957 | 19,670 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 研究開発費 | 17,015 | 13,006 |
| その他 | 17,088 | 13,896 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 34,104 | 26,902 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 4,852 | △7,232 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 505 | — |
| 補助金収入 | ※ 946 | ※ 558 |
| 為替差益 | — | 449 |
| その他 | 638 | 1,193 |
| 営業外収益合計 | 2,090 | 2,201 |
| 営業外費用 | | |
| 固定資産賃貸費用 | 75 | 44 |
| 為替差損 | 106 | — |
| その他 | 116 | 116 |
| 営業外費用合計 | 298 | 160 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 6,644 | △5,191 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | — | 19 |
| 固定資産売却益 | 68 | 23 |
| その他 | 5 | — |
| 特別利益合計 | 73 | 42 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 86 | 676 |
| 拠点統廃合関連費用 | — | 1,564 |
| 事務所移転費用 | 117 | — |
| その他 | 74 | 453 |
| 特別損失合計 | 278 | 2,694 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | 6,439 | △7,842 |
| 法人税等 | 1,757 | △2,815 |
| 少数株主利益 | 173 | 98 |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△) | 4,508 | △5,125 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | 28,693 | △26,249 |
| 減価償却費 | 10,740 | 9,885 |
| 減損損失 | — | 4,764 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 1,678 | 1,416 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | △7,435 | △1,103 |
| 製品保証引当金の増減額(△は減少) | △1,782 | △1,655 |
| 受取利息及び受取配当金 | △957 | △586 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 76,460 | 29,918 |
| たな卸資産の増減額(△は増加) | 2,190 | 6,249 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | △4,870 | 7,151 |
| 未収消費税等の増減額(△は増加) | 10,003 | 7,725 |
| 未払消費税等の増減額(△は減少) | △4,814 | — |
| 前受金の増減額(△は減少) | 6,521 | △4,978 |
| その他 | △4,300 | 26 |
| 小計 | 112,128 | 32,564 |
| 利息及び配当金の受取額 | 916 | 644 |
| 利息の支払額 | △151 | △20 |
| 法人税等の支払額又は還付額(△は支払) | △28,288 | 7,178 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 84,605 | 40,367 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の増減額(△は増加) | △89,453 | △48,166 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △10,772 | △8,425 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △612 | △329 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △2,786 | — |
| その他 | △291 | △199 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △103,915 | △57,120 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(△は減少) | △1,322 | 1,668 |
| 社債の償還による支出 | △30,000 | — |
| 配当金の支払額 | △9,841 | △715 |
| その他 | △161 | △15 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △41,324 | 936 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △870 | 373 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △61,505 | △15,443 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 193,492 | 65,883 |
| 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額 | 67 | — |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 132,054 | ※ 50,440 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | |
|--|--|
| 1 | 連結の範囲に関する事項の変更 該当事項はありません。 |
| 2 | 持分法の適用に関する事項の変更 該当事項はありません。 |
| 3 | 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 該当事項はありません。 |
| 4 | 会計処理基準に関する事項の変更 該当事項はありません。 |
| 5 | 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更 該当事項はありません。 |

【表示方法の変更】

| 当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | |
|--|--|
| (四半期連結損益計算書関係) | |
| 1 | 前第2四半期連結累計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸費用」は、当第2四半期連結累計期間において営業外費用の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸費用」は130百万円であります。 |
| 2 | 前第2四半期連結累計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、当第2四半期連結累計期間において特別利益の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第2四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は6百万円であります。 |
| 3 | 前第2四半期連結累計期間において独立掲記しておりました特別損失の「固定資産除売却損」(当第2四半期連結累計期間687百万円)は、当第2四半期連結累計期間において特別損失の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間から特別損失の「その他」に含めて表示しております。 |
| (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) | |
| 1 | 前第2四半期連結累計期間において独立掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「未払消費税等の増減額(△は減少)」(当第2四半期連結累計期間△68百万円)は、当第2四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結累計期間より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 |
| 2 | 前第2四半期連結累計期間において独立掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の取得による支出」(当第2四半期連結累計期間△18百万円)は、当第2四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結累計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 |

当第2四半期連結会計期間
(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 前第2四半期連結会計期間末において独立掲記しておりました流動負債の「短期借入金」(当第2四半期連結会計期間末5,474百万円)は、当第2四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当第2四半期連結会計期間末より流動負債の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前第2四半期連結会計期間末において独立掲記しておりました流動負債の「未払法人税等」(当第2四半期連結会計期間末1,839百万円)は、当第2四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当第2四半期連結会計期間末より流動負債の「その他」に含めて表示しております。
- 3 前第2四半期連結会計期間末において独立掲記しておりました流動負債の「製品保証引当金」(当第2四半期連結会計期間末4,484百万円)は、当第2四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当第2四半期連結会計期間末より流動負債の「その他の引当金」に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 前第2四半期連結会計期間において独立掲記しておりました営業外収益の「受取利息」(当第2四半期連結会計期間273百万円)は、当第2四半期連結会計期間において営業外収益の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前第2四半期連結会計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、当第2四半期連結会計期間において特別利益の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間より区分掲記しております。

なお、前第2四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は5百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

税金費用の計算

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ※ 有形固定資産の減価償却累計額 155,363百万円 | ※ 有形固定資産の減価償却累計額 151,521百万円 |

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

| 前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------|----------|----|------|---------------------|------------------|---------------------|----------|--------------------------|------------------|--------------|----------|-------------------|----|--------------|----------|
| ※ 補助金収入 米国における研究開発に係る補助金収入であります。 | ※1 補助金収入 同左 ※2 減損損失 当グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。 <table border="1" data-bbox="874 524 1441 837"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県相模原市 (相模事業所)</td> <td>事務所 倉庫 研究所</td> <td>建物及び 構築物、 土地他</td> <td>1,194百万円</td> </tr> <tr> <td>兵庫県尼崎市 (関西テクノロジーセンター)</td> <td>事務所 倉庫 研究所</td> <td>建物及び 構築物他</td> <td>1,274百万円</td> </tr> <tr> <td>佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所)</td> <td>工場</td> <td>建物及び 構築物他</td> <td>2,296百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>閉鎖の決定された工場等については、個別案件ごとにグルーピングしております。上記資産グループにつきましては、閉鎖決定により今後の使用見込がたたないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額については正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、「土地」については、第三者による合理的に算出された市場価格等に基づいて算定し、その他の「建物及び構築物」等については、零としております。</p> | 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 | 神奈川県相模原市 (相模事業所) | 事務所 倉庫 研究所 | 建物及び 構築物、 土地他 | 1,194百万円 | 兵庫県尼崎市 (関西テクノロジーセンター) | 事務所 倉庫 研究所 | 建物及び 構築物他 | 1,274百万円 | 佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所) | 工場 | 建物及び 構築物他 | 2,296百万円 |
| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 | | | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川県相模原市 (相模事業所) | 事務所 倉庫 研究所 | 建物及び 構築物、 土地他 | 1,194百万円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県尼崎市 (関西テクノロジーセンター) | 事務所 倉庫 研究所 | 建物及び 構築物他 | 1,274百万円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所) | 工場 | 建物及び 構築物他 | 2,296百万円 | | | | | | | | | | | | | | |

第2四半期連結会計期間

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) |
|---|---|
| ※ 補助金収入 米国における研究開発に係る補助金収入であります。 | ※ 補助金収入 同左 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) |
|--|--|
| ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 57,277百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 174,127百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金 Δ 99,351百万円 現金及び現金同等物 132,054百万円 | ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 52,292百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 190,647百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金 Δ 192,500百万円 現金及び現金同等物 50,440百万円 |

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第2四半期 連結会計期間末 |
|----------|-------------------|
| 普通株式(千株) | 180,610 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第2四半期 連結会計期間末 |
|----------|-------------------|
| 普通株式(千株) | 1,613 |

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる 株式の数(株) | 当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円) |
|------|-------------------------|----------------|------------------|------------------------------|
| 提出会社 | ストック・オプション としての新株予約権 | — | — | 1,334 |
| 合計 | | | — | 1,334 |

(注) 平成19年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 715 | 4 | 平成21年3月31日 | 平成21年5月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年10月30日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 715 | 4 | 平成21年9月30日 | 平成21年12月1日 |

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当該取引残高については、前連結会計年度の末日に比べて企業再編等による著しい変動が無いため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額について金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

| | 産業用 電子機器 (百万円) | 電子部品・ 情報通信機器 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------|----------------------|--------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 119,435 | 27,370 | 146,805 | (407) | 146,398 |
| 営業利益 | 3,911 | 936 | 4,848 | 4 | 4,852 |

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、コンピュータ・ネットワーク機器、ミドルウェア・ソフトウェア、その他電子部品等

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

| | 産業用 電子機器 (百万円) | 電子部品・ 情報通信機器 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------|----------------------|--------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 62,824 | 22,425 | 85,250 | (275) | 84,975 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △7,613 | 376 | △7,237 | 4 | △7,232 |

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、その他電子部品、コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

| | 産業用 電子機器 (百万円) | 電子部品・ 情報通信機器 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------|----------------------|--------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 249,611 | 52,432 | 302,043 | (817) | 301,225 |
| 営業利益 | 24,676 | 1,593 | 26,270 | 12 | 26,282 |

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、コンピュータ・ネットワーク機器、ミドルウェア・ソフトウェア、その他電子部品等

3 会計処理の方法の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う影響は軽微であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

| | 産業用 電子機器 (百万円) | 電子部品・ 情報通信機器 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------|----------------------|--------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 113,481 | 40,923 | 154,404 | (513) | 153,891 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △22,248 | 615 | △21,632 | 12 | △21,620 |

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、その他電子部品、コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

| | 日本 (百万円) | その他の地域 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------|-------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 140,128 | 32,346 | 172,475 | (26,076) | 146,398 |
| 営業利益 | 3,753 | 752 | 4,505 | 347 | 4,852 |

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、欧州、台湾

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

| | 日本 (百万円) | その他の地域 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------|-------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 80,049 | 17,889 | 97,938 | (12,963) | 84,975 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △6,980 | 69 | △6,910 | (321) | △7,232 |

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、台湾、韓国

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

| | 日本 (百万円) | その他の地域 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------|-------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 287,437 | 65,036 | 352,473 | (51,247) | 301,225 |
| 営業利益 | 22,787 | 2,766 | 25,554 | 728 | 26,282 |

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、欧州、台湾

- 3 会計処理の方法の変更

- (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

- (2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う影響は軽微であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

| | 日本 (百万円) | その他の地域 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------|-------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 142,843 | 35,310 | 178,154 | (24,262) | 153,891 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △23,156 | 791 | △22,364 | 744 | △21,620 |

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、台湾、韓国

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

| | 韓国 | 台湾 | 米国 | その他 | 計 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| I 海外売上高(百万円) | 22,501 | 21,224 | 16,028 | 27,152 | 86,907 |
| II 連結売上高(百万円) | | | | | 146,398 |
| III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%) | 15.4 | 14.5 | 10.9 | 18.6 | 59.4 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他に属する主な国
シンガポール、中国、イスラエル
- 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

| | 台湾 | 韓国 | その他 | 計 |
|------------------------------|--------|-------|--------|--------|
| I 海外売上高(百万円) | 19,861 | 9,860 | 18,492 | 48,214 |
| II 連結売上高(百万円) | | | | 84,975 |
| III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%) | 23.4 | 11.6 | 21.7 | 56.7 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他に属する主な国
米国、中国、シンガポール
- 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

| | 台湾 | 韓国 | 米国 | その他 | 計 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| I 海外売上高(百万円) | 52,473 | 43,689 | 34,947 | 51,288 | 182,398 |
| II 連結売上高(百万円) | | | | | 301,225 |
| III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%) | 17.4 | 14.5 | 11.6 | 17.1 | 60.6 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他に属する主な国
シンガポール、中国、イスラエル
- 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

| | 台湾 | 米国 | 韓国 | その他 | 計 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| I 海外売上高(百万円) | 29,449 | 20,808 | 17,580 | 18,655 | 86,493 |
| II 連結売上高(百万円) | | | | | 153,891 |
| III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%) | 19.1 | 13.5 | 11.4 | 12.2 | 56.2 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他に属する主な国

中国、シンガポール、イスラエル

3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| 2,812円52銭 | 2,896円55銭 |

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
第2四半期連結累計期間

| 前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益 97円03銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 96円82銭 | 1株当たり四半期純損失(△) △90円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円) | 17,361 | △16,161 |
| 普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円) | 17,361 | △16,161 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円) | — | — |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 178,938 | 178,979 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) | — | — |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数(千株) | 380 | — |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会 計年度末から重要な変動がある場合の概要 | — | — |

第2四半期連結会計期間

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) | |
|---|--------|---|---------|
| 1株当たり四半期純利益 | 25円20銭 | 1株当たり四半期純損失(△) | △28円64銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 25円14銭 | なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 | |

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円) | 4,508 | △5,125 |
| 普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円) | 4,508 | △5,125 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円) | — | — |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 178,943 | 178,989 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) | — | — |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数(千株) | 414 | — |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会 計年度末から重要な変動がある場合の概要 | — | — |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成21年10月30日開催の取締役会において、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

| | |
|----------------------|------------|
| イ 配当金の総額 | 715百万円 |
| ロ 1株当たりの金額 | 4円00銭 |
| ハ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成21年12月1日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

東京エレクトロン株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

東京エレクトロン株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

| | |
|-----------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 確認書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の8第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年11月10日 |
| 【会社名】 | 東京エレクトロン株式会社 |
| 【英訳名】 | Tokyo Electron Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長 東 哲 郎 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | — |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂五丁目3番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 東 哲郎は、当社の第47期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。